

《第1号議案》

2022年度事業計画

1. 部落問題・人権問題に係わる分野別研究

一 研究活動の基本方針

公益社団法人部落問題研究所（以下、研究所）は、「定款」第3条の規定するところに従い、日本社会の民主主義的発展に寄与することをめざし、解決段階にある部落問題を含め、日本社会が当面している人権と民主主義、人間発達に関する諸問題について調査、研究を進め、その成果を社会に普及する事業活動を展開することが求められている。そのため、内外の動向を念頭におき、人権と民主主義をめぐる日本社会の状況と運動を考慮し、部落問題解決過程の到達点を踏まえ、当面の研究活動の基本方針を定めるとともに、研究所として中長期的な研究課題を明確化する必要がある。

（1）内外情勢の特徴と課題

新型コロナウイルス・パンデミックが世界を覆って2年余りが経過し、2022年4月12日現在で累計死者数は世界で618万人、日本で2万8774人となったが、感染はなお終息していない。コロナ・パンデミックは、人類的規模で人々の生存・生活と地域・社会を脅かし、日本社会が抱えるさまざまな矛盾をいっそう激化させ、人権と民主主義をめぐる深刻な諸問題を可視化させた。

「米中新冷戦」といわれる覇権争いが日本も巻き込んで展開するなかで、2022年2月、戦後の国際法秩序を揺るがすロシアのウクライナ侵略が起こった。プーチン大統領は核使用でウクライナと世界を威嚇し、非人道的無差別攻撃をおこなっている。これに対して、国連総会は141カ国の賛成でロシア非難決議を採択し、世界各地で市民がウクライナ支援のため立ちあがっている。日本では、危機に乗じて岸田文雄政権が「敵基地攻撃能力の保有検討」を提起し、日本維新の会や自民党が「核共有」を提起するなど危険な動きが強まっている。戦争被爆国日本にふさわしいウクライナ支援とともに憲法9条擁護、核兵器禁止条約加盟の世論を高める必要がある。

岸田政権は「新しい資本主義」を掲げつつ、安倍晋三・菅義偉政権の基本政策を継承し、コロナ危機で破綻が明白となった新自由主義政策の新展開をめざすとともに菅政権による日本学術会議会員の任命拒否を撤回せず、「国際卓越研究大学」などの「大学改革」を進めている。大学・学術機関の公共性と学問の自由を守ることがいっそう重要になっている。

日本社会は、経済の停滞と格差拡大が続き、コロナ危機と政治的人災のもとでエッセンシャルワーカー、非正規労働者、外国人労働者、女性労働者、個人営業者、学生、子どもなどの社会的弱者に矛盾がしわ寄せされてきた。そのなかで、さまざまな市民の運動が起こっている。とりわけ、コロナ危機のなかで、ジェンダー差別が日本社会の構造的問題として認識され、ジェンダー平等を求める動きが歴史上かつてない広がりを見せている。しかし、内外情勢の激動の下で、政治革新をめざす流れと市民的立ち上がりを分断、分裂さ

せる動きもまたはげしくなっていることに注目しなければならない。

以上のような内外情勢の動向を念頭に置いて、これまでの研究所の研究と役割を今日の状況の下で発展させる観点に立って、研究所の研究課題と社会的役割を明確にしなければならない。

(2) 部落問題の解決過程と現状・課題について

日本の民主的発展にとってきわめて重要な、近代以来の歴史的課題である部落問題は基本的に解決を展望できる段階に到達した。しかし、解決過程の到達点や部落問題の現状が、日本社会で十分認識される状況になっていない。解決を展望できる段階に至った歴史的経験を深く解明するとともに、解決過程の到達点を無視した事態や動向にも十分留意して、歴史的経験を国民が共有できるように、研究体制の強化とともに研究成果の普及に努める必要がある。

2022年は「全国水平社創立100周年」にあたることから、部落問題に関する各種の取り組みや報道がなされてきた。報道においては、インターネット上の「部落」情報などを理由に「部落差別は根強く存在する」ことを強調して、「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）のいっそうの具体化を促すものが目立っている。また、部落問題を被差別マイノリティの問題とする論調がきわめて多いことにも注目しなければならない。全体として、解決過程の到達点とそれをもたらした客観的条件の変化、広範な市民の努力に目を向けず、最終的解決への展望を与えないものである。国と地方自治体の「人権意識調査」や学校教育における部落問題学習の強化の動きとも深くかかわっていると考えられる。

このような状況のなかで、和歌山県立図書館における部落問題関係図書の閲覧制限問題が明らかになった。同館の措置は、言論・表現の自由、学問・思想の自由を侵害し、部落問題の解決の前進を阻害する最近の動向をいっそう助長する措置といわなければならない。

解決過程のいっそうの進展を阻害するさまざまな事態、動向について、今日の人権と民主主義をめぐる状況と運動を考慮しつつ、検討することが重要な課題となっている。

(3) 部落問題研究所の当面する課題

研究所は、「部落差別解消推進法」後の解決過程の到達点を無視した事態や動向に留意しつつ、研究所の財政危機克服の課題と一体のものとして、今日的に要請されている社会的責任を果たすために研究課題と事業計画を具体化し、諸活動を進める必要がある。

第一に、研究所は、これまで部落問題をはじめとする人権、地域、これを包含する社会の諸問題について、理論的実証的研究を行ない、成果の普及に努めてきたが、日本社会の民主主義的発展に寄与するため、いっそう学際的研究を重視しつつ、引き続きそれらの諸課題の研究と成果の普及に取り組む必要がある。

第二に、部落問題の解決過程の到達点に立って、現実の到達点と研究の到達点を明らかにし、研究成果の普及にいっそう努力するとともに、日本社会における部落問題研究の意義を積極的に明らかにする必要がある、そのためにも学際的交流を促進する必要がある。

第三に、それらの活動と並行して、国民的文化遺産ともいえる研究所所蔵の図書・資料の保存・活用のため、蔵書目録を作成・公開するなど一層の整備を図る。また、ZOOM利用のオンライン研究会開催などの体制を強化するため、その条件整備に取り組む。

二 各分野ごとの課題

(1) 部落問題の歴史的研究 (主任研究員 塚田 孝・竹永三男)

人権や民主主義をめぐる状況と運動の今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、身分や部落問題、人権にかかわる諸問題について各時代の全社会構造の中で具体的に、とりわけ地域社会の構造との関連で把握する研究に取り組む。

1. 歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。

- 1) 史料に即した身分や部落問題に関する歴史研究、社会運動史研究などの成果もふまえて、中近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。
- 2) 前近代の賤民身分や身分的周縁を中心とし、さらに貧困・移動弱者を視野に入れた身分社会の研究を、地域社会の構造とその展開との関連において究明する。また、国際的視野での比較史的研究に取り組む。
- 3) 近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにすることを軸に、地域史の再構成をめざす。部落問題・ハンセン病問題・「行き倒れ」・沖縄問題・ジェンダーなど近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動を歴史的に解明する研究に取り組む。
- 4) 「部落問題解決過程の研究」の成果を踏まえ、今日の日本と世界における人権と民主主義をめぐる諸問題とその解決のための歴史的条件に関する研究に取り組む。

2. 科学研究費助成事業に採択された研究課題に取り組むとともに、新規応募を引き続き積極的に進め、共同研究・個人研究の発展を図る。

- 1) 2021年度から開始した基盤研究(B)「奈良県の地域構造変容と部落問題に関する歴史的研究—地域構造分析・比較研究を通して」(研究代表者・竹永三男、2021～2025年度)による共同研究を着実に進める。
- 2) 2022年度から新たに開始される次の3件の研究が確実に遂行できるよう、必要な支援を行う。
 - ①「近世における流動層社会の構造的研究—「行き倒れ」を中心に—」
基盤研究(C) / 研究代表者・藤本清二郎、2022～2024年度
 - ②「戦時・戦後における大都市近郊地域の歴史的変容と「生活課題」—兵庫県明石市の分析」 若手研究 / 研究代表者・本井優太郎、2022～2026年度
 - ③「高度成長期の地域変動と社会運動—泉北における文化財保存運動と泉北教組—」
基盤研究(C) 研究代表者 / 森下徹、2022～2024年度
- 3) 研究員による個人研究について、科研費の新規申請を積極的に行う。その際、「研究計画調書」の作成に当たっては、関連する研究分野の研究員による助言を行い、内容の充実を図る。
- 4) 科研採択数の増加にともない、その確実な遂行を支える事務体制を整備する。

3. 研究会の開催と研究成果の発表を継続的・計画的に進める。

- 1) 研究方針を確実に実践するため、歴史研究会を計画的に開催する。
- 2) 合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係を引き続き強める。
- 3) 以上の共同研究、研究例会での研究報告などの研究成果を『部落問題研究』誌およ

び第60回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

(2) 現代部落問題論・人権論の研究 (主任研究員 奥山峰夫)

今日、新自由主義政策のもとで日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機に直面しており、とりわけ社会権(生存権、教育を受ける権利、労働権など)をますます縮減、空洞化させる傾向が著しい。地方自治体においても、地方「行革」により教育、文化、福祉、医療などを削減する一方、人権を単に個人(私人)相互間の意識の問題として「人権啓発・教育」に集約する傾向が見られる。さらに、事実・実態を無視ないし軽視して「部落差別」が「根強く存在する」という一面的な議論もある。そのうえで2016年12月には「部落差別」の定義のないまま、その現存を前提として、これについての相談体制、教育・啓発、実態調査を国と地方公共団体が分担、協力して行なうとする「部落差別解消推進法」が成立した。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

1. 2000年の人権教育・啓発推進法、さらに2016年の「部落差別解消推進法」を受けて、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。これらの調査には、今日ますます重要性を増す社会権に関する問題はほぼ無視されおり、そのため今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を明らかにするものとはなっていない。これらの「調査」を批判的に検討する。
2. 「部落差別解消推進法」の成立をうけ、地方自治体で部落差別解消「条例」制定の動きが見られる。こうした動向を注視して、資料を収集し、批判的に検討を行なう。
3. 地域における人権諸課題一貧困、福祉、介護、医療、ハンセン病問題など一についての実証的研究に取り組む。
4. 現代部落問題論・人権論に関するテーマで科研費申請に取り組む。

(3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究 (主任研究員 梅田 修)

「部落差別解消推進法」第6条(部落差別の実態に係る調査)に係わって、自治体では「人権意識調査」だけでなく、一部では「生活実態調査」まで実施されている。また、第5条(教育及び啓発)に係わって、教職員の「人権意識調査」、教職員に対する部落問題研修や子どもに対する部落問題学習が強化されている地域もでてきている。こうした部落問題解決の到達点を無視した動向を注視し、必要な批判を展開することが求められる。

一方、安倍政権時代の「教育改革」が継続して推進されてきている。道徳の教科化が小学校(2018年度)・中学校(2019年度)で実現し、新学習指導要領が小学校(2020年度)・中学校(2021年度)で全面実施された。また、高校では「現代社会」を廃止して新教科「公共」が導入された(2022年度)。さらに、「個別最適化」をキーワードとする教育政策が展開され、ICT(情報通信技術)を活用した学校教育が構想されている。究極の「自己責任学習」の推進であり、公教育の意味が根本的に問われかねない事態となっている。

1. 人権と教育研究分野では、次の研究課題を設定する。
 - 1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定後に生じている部落問題と教育をめぐる事態を検討し、部落問題解決の観点から必要な批判を行う。
 - 2) 国・地方自治体の人権教育・道徳教育施策を検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究を積極的にすすめる。

- 3) 道徳の教科化、教科書の事実上の「国定」化、政治教育の制約、新学習指導要領の全面実施、ICT（情報通信技術）を活用した教育政策の推進などの「教育改革」を批判的に検討する。
2. 2018年～2020年度の科学研究費助成事業（科研費）による研究成果をふまえ、「人権としての教育」に基づく人権教育の定位をテーマにした科研費申請を新たに行う。

(4) 人権に関わる文芸の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根強い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

研究の指針は、従来通り次の4点とする。

- 1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。
- 2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。
- 3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。
- 4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

(5) 人権問題・部落問題に関わる総合的研究（担当 研究委員会）

1. 部落問題解決過程の進展を阻害する様々な事態・動向について、今日の人権と民主主義をめぐる状況と運動をふまえて、批判的な検討を進める。
2. 部落問題解決過程の到達点に関する研究を推進し、研究成果の普及を図る。

2. 科学研究費助成事業による新たな研究の推進

(1) 2021年度の科学研究費助成事業に申請した「奈良県の地域構造変容と部落問題に関する歴史的研究—地域構造分析・比較研究を通して」（研究代表者：竹永三男／基盤研究B／5年間）が採択・交付された。この科研費研究を基盤にして、新たな部落問題解決過程の総合的地域史研究を推進する。

(2) 2022年度の科学研究費助成事業に申請した6件のうち、次の3件が採択された。この科研費研究を基盤にして、個別研究の深化をはかる。

- ①「近世における流動層社会の構造的研究—『行き倒れ』を中心に—」（研究代表者：藤本清二郎／基盤研究C／3年間）
- ②「高度経済成長期の地域変動と社会運動—泉北における文化財保存運動と泉北教組」（研究代表者：坂井田徹／基盤研究C／3年間）
- ③「戦時・戦後における大都市近郊地域の歴史的変容と『生活課題』—兵庫県明石市の分析」（研究代表者：本井優太郎／基盤研究C／5年間）

3. 部落問題研究者全国集会などの開催

(1) 第60回部落問題研究者全国集会の開催

1. 2022年10月22日（土）～23日（日）の両日、京都市内で開催する。

①全体会（23日）

②分科会（24日）—「歴史（前近代）」「歴史（近現代）」「教育」「現状分析・理論」「思想・文化」

集会における研究成果の報告は、『部落問題研究』誌上で行う。

2. 開催方法

対面方式とオンライン方式を活用して開催する。

(2) 各分野ごとに研究会を定例的に開催する。

4. 『部落問題研究所所蔵図書・資料総合目録』の作成及び図書・資料の収集・紹介

(1) 部落問題研究所所蔵図書・資料の閲覧・活用を積極的に促進するため、『部落問題研究所所蔵図書・資料総合目録』を作成する。

1. 総合目録の内容

①図書目録

②資料目録

③視聴覚等資料目録

2. 3カ年計画（2019年度～2021年度）で作業を進めてきた。2022年度初めに『蔵書目録』を完成させ、HPに掲載する。

3. 未整理資料の整理を継続して進める。

(2) 部落問題・人権問題関係図書・資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸などの分野に関する関係図書・資料の収集を積極的におこなう。

(3) 図書・資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において図書・資料の紹介をおこなう。

5. 全国水平社創立100周年記念事業

(1) 全国水平社創立100周年記念事業実行委員会企画の記念事業の実施に積極的に協力する。

1. 関係図書の普及
2. 募金活動の推進
3. 記念集会（11月予定）の開催

(2) 『人権と部落問題』『部落問題研究』で関連記事を掲載・紹介する。

6. 機関誌・研究紀要・学術図書などの刊行

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2200部、年12回を編集・刊行する。

PDF編集による発行を継続する。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各500部、年4回編集・刊行する。このうち、1冊は第59回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。定期刊行を確立するため、編集担当を中心に適宜編集・発刊について協議する。

(3) 関係図書の編集・刊行

1. 学術図書

①竹永三男『「行き倒れ」の近代史—近代日本における行旅病人・行旅死亡人の歴史的研究』を刊行する。

2. 一般図書一次の図書の刊行を検討する。

- ①東上高志『日本教育の青春と同和教育運動』（自費出版）
- ②『全国水平社創立の歴史的意義—100周年にあたって』
- ③『部落問題解決の到達点と逆流批判』
- ④『近現代日本の歴史的変化—部落問題から考える』
- ⑤『結婚差別を考える』

7. 法人の機能を活用した各種サービス

(1) 学習講座の開催など

- ① 部落問題と人権問題の理解を促進するため、第3回目の学習講座を開催する。学習講座の内容は、事業委員会・研究委員会で検討する。
- ② 島崎藤村の作品の輪読会
原則として、毎月第1日曜日に開催する。
- ③ 「水平新聞を読む会」を引き続き開催する。

(2) 講師の斡旋

部落問題・人権問題に対する講演会・研修会の講師の斡旋・紹介を行う。

(3) 歴史資料（過去帳・古地図など）の扱いに関する研究を行う。

(4) 図書・資料の貸し出し

図書・資料の貸し出しについては、図書・資料の内容、使用目的などによって相談に応じることとする。

(5) 相談活動

部落問題・人権問題に関する相談に積極的に対応する。

(6) HP（ホームページ）を更新する（5月予定）。

8. 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

9. 役員会等の開催

(1) 総会

定時総会を2022年6月12日（日）に開催する。臨時総会を2022年度末に開催する。

(2) 役員会

1. 理事会を定期的で開催し、研究所の事業の運営について審議する。
2. 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会と2018年度に立ち上げた財政委員会・事業委員会、および2019年度に立ち上げた資料委員会を定期的に開催し、所管の事項を審議する。

(4) 所内会議

必要に応じて役職員による所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

(5) 将来検討委員会

将来検討委員会において、部落問題研究所のあり方の検討を進める。原則として年1回開催する。

10. 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び財政活動・募金活動

(1) 会員の拡大

会員の協力を得て、20名以上を目標に会員の拡大に取り組む。

(2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者の拡大に取り組む。

(3) 書籍頒布の拡大

引き続き『部落問題解決過程の研究』全5巻などの販売に取り組むとともに、一定期間経過した在庫書籍の大幅割引(50%)などの方法も取り入れながら、書籍頒布の拡大に積極的に取り組む。

(4) 「契約ルール」にもとづく財政運営

策定した「契約ルール」に基づき、工事・製造・購入などにかかわる財政の健全化を進める。

(5) 募金活動

部落問題研究所への財政的支援を目的とした募金活動(通常募金)に取り組む。募金目標は500万円とする。